

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、本年11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

Q：控除証明書はどのような人に送られるのですか。

A：国民年金保険料を納めていただいた方(被保険者ご本人宛)に送付されます。

Q：控除証明書をなくしてしまったのですが再発行できますか。

A：再発行は可能です。紛失等により再発行が必要な際には、岡谷年金事務所へお問い合わせください。なお再発行の手続きの際には、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをお手元にご用意ください。

国民年金保険料のご案内を民間委託しています。

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を、民間事業者へ委託しています。

《平成30年10月から》

ご案内させていただく民間事業者（岡谷年金事務所）

アイヴィジット・東洋紙業共同企業体

お問い合わせ先 0570-021-781
(IP電話からは03-3941-3162)

お知らせ

振り込め詐欺などにご注意！

- ①民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
- ②民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはできません。